

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答申第 5 5 6 号 )

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

横 情 審 答 申 第 556 号  
平 成 20 年 9 月 16 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年3月17日港湾北第2956号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「平成14年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託  
について」ほか別紙1行政文書の開示決定及び「大さん橋国際客船ターミナル管  
理業務委託に関する業務の再委託について」ほか別紙1行政文書の一部開示決定  
に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成14年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について」ほか別紙1行政文書を特定し、開示とした決定及び「大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について」ほか別紙1行政文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年12月17日付で、「平成14年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について」ほか別紙1行政文書（以下「文書1」という。）及び「大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について」ほか別紙1行政文書（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して以下「本件申立文書」という。）を特定し、文書1を開示及び文書2を一部開示とした決定（以下併せて「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の特定については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第3条（実施機関の責務）で規定されている「当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」との原則に従い、開示請求人との見解の相違にはかかわらず、積極的に対象行政文書を特定し開示又は一部開示としたものであって、文書の特定に誤りはないと考える。
- (2) 文書1は、平成14年度から平成17年度までの大さん橋国際客船ターミナル（以下「ターミナル」という。）管理業務の一部再委託に係る回答（再委託承諾書）である。回答文書の発信名義については、当該回答文書は、委託者として承諾の意思を示す文書であることから、これを明確にするため、平成17年度は契約締結者である助役名に改めている。平成14年度から平成16年度までの港湾局長名の回答書については、本市の意思決定として決裁を経たものであり、承諾の回答文書としての効果には問題がないものとする。
- (3) 文書2は、平成14年度から平成17年度までのターミナル管理業務の一部再委託に

係る決裁文書である。決裁文書の決裁権限については、本件のような業務の再委託の承諾については横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）では専決事項として定められていないものの、その内容は定例的な承諾であるため、規程の別表第1の「3 文書等に係る事項」中、課長専決事項(3)に掲げられる「部長決裁を必要としない軽易または定例の許可、認可、免許その他の行政処分に関すること。」を準用することが適当と判断し、北部管理課長の専決としたものである。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、「当該開示請求に係る文書は、作成しておらず、保有していない。」とする処分を行うことを求める。
- (2) 本件申立文書は、申立人が請求している行政文書には該当しない。
- (3) 文書1のうち平成14年度から平成16年度までについては、回答文書の名義人は委託契約書の締結者の甲である「横浜市契約事務受任者 横浜市助役」ではないので、申立人の求める「甲」（契約事務受任者）の名称の行政文書ではない。
- (4) 文書1については、一括再委託についての決裁権限のある管理職員（決裁権者）の決裁のある伺決裁文書により決裁を得て作成・交付された行政文書ではないこと、また、平成14年度及び平成16年度については伺決裁文書に添付されている回答の案と異なっており改ざんされた文書である、平成17年度については助役印の印影のある文書が2種類存在し印影の位置が異なる、平成14年度及び平成17年度については伺決裁文書に添付されている回答文書の案に契印の印影の痕跡がないという重大な疑義があり、当該文書を申立人の求める文書として開示したことは不当である。
- (5) 文書2について、委託契約約款第6条ただし書きの一括下請負の承諾の可否の意思決定については、横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）及び「契約事務に関する決裁事項及び専決事項」に定める契約の変更であり、助役決裁事項（重要な変更）又は局長専決事項（変更）である。したがって、開示された、課長決裁により意思決定したとする伺決裁文書は、申立人の求める決裁権限のある管理職員（決裁権者）の決裁のある伺決裁文書ではない。また、委託業務の実施に当たっては受託者に対して、厳に一括委任又は一括下請負を禁止している。
- (6) 文書2について、添付されている社団法人横浜港振興協会からの再委託申請書は、あて先（助役）に敬称（様）の記述がない等、多数の疑義があり、申請書の横浜市

への到達の経緯、不備な申請書の行政手続法（平成5年法律第88号）に違反した取扱い、不備な申請書の横浜市で補完した記述等、不透明な文書である。

## 5 審査会の判断

### (1) ターミナルの管理運営について

大さん橋ふ頭は、横浜港に入港する客船を迎える客船ふ頭としての役割を果たしてきており、近年では全面的な改修工事が進められて平成14年6月に現在のターミナルが開設された。ターミナルの管理運営については、ターミナル開業の平成14年6月から平成17年度末までは、横浜港の振興に寄与することを目的として設立された社団法人横浜港振興協会に対して市から委託され、同協会は、委託業務のうち清掃、警備及び設備保守等の業務を再委託していた。その後、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度が導入され、平成18年4月からは、指定管理者によるターミナルの管理運営が始まっている。

### (2) 本件申立文書について

本件の開示請求書では、請求の対象として、ターミナルの管理業務委託に関する「(社)横浜港振興協会からの「委託契約約款第6条ただし書きの規定に基づく承諾願」である「理由の記述されていない不完全な申請文」書に対応して、「特定されていない事業者」への「一括再委託」を承諾したのであれば、その承諾を意思表示するために(社)横浜港振興協会に交付した、(1)平成14年度から平成17年度までの各年度の「委託契約約款第6条ただし書きの規定に基づく「甲」(契約事務受任者)の名称により作成・交付した承諾書」(以下「請求1」という。)及び「(2)前項の承諾書の交付を意思決定した行政文書でかつ当該「一括再委託」についての決裁権限がある管理職員(決裁権者)の決裁のある各年度の「伺決裁文書」(以下「請求2」という。)と記載されている。

本件処分において実施機関は、請求1に対しては、平成14年度から平成17年度までのターミナル管理業務の一部再委託に係る回答文書(再委託承諾書)である文書1を特定して開示したと説明している。また、請求2に対しては、平成14年度から平成17年度までのターミナル管理業務の一部再委託に係る決裁文書である文書2を特定して一部開示としたと説明している。

これに対し申立人は、本件申立文書は申立人が請求している行政文書には該当しないため、本件処分を取り消し、「当該開示請求に係る文書は、作成しておらず、

保有していない。」とする処分を行うよう求めているため、実施機関の文書特定の妥当性について、以下検討する。

### (3) 本件処分における文書特定の妥当性について

#### ア 文書1について

当審査会で平成14年度から平成17年度までのターミナル管理業務委託契約書を見分したところ、委託者は「横浜市 契約事務受任者 横浜市助役」名となっており、当該委託契約に関する契約事務受任者が横浜市助役であることが明らかである。さらに、再委託を承諾する回答文書が、契約事務受任者である横浜市助役名により作成・交付されているか否かも、回答文書の文面上明らかである。そのため、文書1については、横浜市助役名により作成・交付された回答文書のみを対象文書として特定することができたとも考えられる。

しかしながら、文書1について、実施機関は、その保有する行政文書のうち、請求の趣旨から特定が可能な文書をすべて対象文書として特定したものと解することができる。そのような理解に立てば、文書1の特定が、情報公開制度の趣旨に鑑みて不適切であったとは考えられない。なお、仮に、横浜市助役名により作成・交付された回答文書のみを対象文書として特定すべきであったとした場合でも、当該回答文書は、文書1に含まれているのであるから、本件処分の取消しを要するような違法性はないといえることができる。結局、他に該当する文書が存在するといえる事情も見受けられない以上、実施機関が請求1に対して文書1を特定したことは妥当であったといえる。

#### イ 文書2について

文書2については、実施機関は、文書1の交付を意思決定した各年度の決裁文書を特定したものであり、他に該当する文書が存在するといえる事情も見受けられない以上、実施機関が請求2に対して文書2を特定したことは妥当であったといえる。

なお、文書2について、実施機関は、横浜市事務決裁規程の専決事項を準用することが適当と判断し課長専決としたものと説明しており、一方、申立人は、当該決裁については横浜市契約事務委任規則に基づき定められた契約事務に関する決裁事項及び専決事項を適用し、助役又は局長決裁とすべきであって、文書2は、請求の対象である「決裁権者の決裁」を得た文書ではないと主張しており、文書2が「決裁権者の決裁」を得たものか否かという点で実施機関と申立人との解釈

が異なっている。しかし、そのような解釈の相違があるからといって、申立人の解釈に該当する文書が別途作成・保有されているような事情も見受けられず、本件処分における文書2の特定が誤りとなるものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示及び一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

( 別紙 1 )

1 開示決定

- (1) 平成14年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について(回答)(平成14年5月31日港湾北第1075号)
- (2) 平成15年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する一部再委託について(回答)(平成15年4月1日港湾北第1016号)
- (3) 平成16年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する一部再委託先について(回答)(平成16年4月1日港湾北第1002号)
- (4) 平成17年度大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する一部再委託について(回答)(平成17年4月1日港湾北第1001号)

2 一部開示決定

- (1) 大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に関する業務の再委託について(平成14年度港湾北第1075号)
- (2) 大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に係る一部再委託について(平成15年度港湾北第1016号)
- (3) 大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に係る一部再委託承認について(平成16年度港湾北第1002号)
- (4) 大さん橋国際客船ターミナル管理業務委託に係る一部再委託について(平成17年度港湾北第1001号)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 20 年 3 月 17 日	・ 実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成 20 年 3 月 27 日 ( 第 124 回 第一部会 ) 平成 20 年 3 月 28 日 ( 第 123 回 第二部会 ) 平成 20 年 4 月 4 日 ( 第 56 回 第三部会 )	・ 諮問の報告
平成 20 年 4 月 18 日 ( 第 57 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 4 月 22 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 20 年 5 月 9 日 ( 第 58 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 5 月 29 日	・ 実施機関から処分理由説明書 ( 補充 ) を受理
平成 20 年 5 月 30 日 ( 第 59 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 6 月 20 日 ( 第 60 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 6 月 23 日	・ 異議申立人から意見書 ( その 2 ) を受理
平成 20 年 7 月 4 日 ( 第 61 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 7 月 18 日 ( 第 62 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 8 月 1 日 ( 第 63 回 第三部会 )	・ 審議
平成 20 年 8 月 22 日 ( 第 64 回 第三部会 )	・ 審議